令和８年度高等学校教育職員人事異動方針（案）

高校教育課

生徒や保護者の願いに応えることができる魅力ある高等学校づくりをより一層推進し、各校の教育課題に迅速かつ的確に対応するとともに、全県的な教育水準の向上を図るため、高等学校教育職員の人事異動を次の方針によって計画的に行う。

１　教育職員の異動について

（１） 校長・副校長・教頭の異動について

ア　学校規模、課程、所在地等を勘案し、適材適所を旨として行うとともに、各校の課題等に応じて校長の１校の勤務年数の長期化を図り、中長期的視点から各校の学校運営に取り組めるよう配慮する。

イ　新たな校長・副校長・教頭には、教育に関する理念や識見を有し、組織的・機動的な学校運営を行うことができる資質を持つ者の中から任用する。

ウ　女性の積極的な任用に努める。

（２）教諭・養護教諭・実習助手の異動について

ア　学校規模、課程、所在地等の異なる学校での教育経験を積めるよう異動を図るとともに、適材を適所に配置する。

イ　各校の課題等に応じて在任期間が適正となるよう配慮する。

ウ　同一地域内及び定時制課程・通信制課程内の異動を避け、地域・課程等を考慮した広範囲の異動に努める。

エ　校長を通じて県教育委員会に提出された人事異動調をもとに異動を行う。

２　中学校・高等学校の人事交流について

「令和８年度県立高等学校教員と公立中学校等教員との人事交流に関する基本要綱」に基づき、その促進を図る。

３　他県との人事交流について

他県での多様な指導方法や学校運営体制等を体験することによって教員としての資質向上を図るとともに、長野県教育に清新の気風を導入することを目的として、引き続き他県との人事交流を実施する。

４　公募の実施について

募集校の魅力づくりや課題解決に積極的に挑戦しようとする教員の意欲を生かすために、公募を実施し適材適所の人事異動を推進する。

５　新規採用について

令和８年度高等学校教育職員として採用するための選考を経た者の中から適格者を採用する。